

岩泉町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 12 月

岩 泉 町

目 次

| | | |
|----|------------------------------|----|
| 1 | 目的 | 1 |
| 2 | 対象施設 | 1 |
| 3 | 計画の位置付け | 2 |
| 4 | 計画期間 | 2 |
| 5 | 公共施設等の現在の状況 | 3 |
| | (1) 建築系施設 | 3 |
| | (2) インフラ系施設 | 6 |
| 6 | 人口の推移と今後の見通し | 7 |
| | (1) 人口の推移 | 7 |
| | (2) 人口の今後の見通し | 8 |
| 7 | 町財政の推移と今後の見通し | 9 |
| 8 | 公共施設等の更新及び維持管理費用の見通し | 12 |
| | (1) 建築系施設 | 12 |
| | (2) インフラ系施設 | 13 |
| | (3) 公共施設等全体 | 14 |
| 9 | 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針 | 15 |
| | (1) 全庁的な取組体制の構築等の方策 | 15 |
| | (2) 現状や課題に関する基本認識 | 15 |
| | (3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 | 15 |
| | ① 点検・診断等の実施方針 | 15 |
| | ② 維持管理及び更新等の実施方針 | 15 |
| | ③ 安全確保の実施方針 | 16 |
| | ④ 耐震化の実施方針 | 16 |
| | ⑤ 長寿命化の実施方針 | 16 |
| | ⑥ 統合や廃止の推進方針 | 16 |
| | ⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 | 16 |
| 10 | 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 | 17 |
| | (1) 建築系施設 | 17 |
| | (2) インフラ系施設 | 18 |
| 11 | フォローアップの実施方針 | 19 |

1 目的

国では、2012（平成 24）年に発生した中央自動車道笹子トンネル天井崩落事故を受け、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、2013（平成 25）年に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しており、地方公共団体には 2020（平成 32）年度までに個別施設計画を策定するよう求めています。

また、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 74 号）で、全ての地方公共団体にインフラ長寿命化基本計画を参考に総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を要請しています。

このようなことから、町では、今後の人口見通し及び財政見通しなどを考慮した上で、公共施設等を適切に維持管理及び更新するための基本的な考え方として本計画を策定します。

2 対象施設

本計画で対象とする施設は、町の保有する全ての庁舎や学校等の建築系公共施設と、道路や上水道などのインフラ系公共施設を対象とします。

3 計画の位置付け

本計画は、「新岩泉町まちづくり総合計画」を上位計画とし、各領域の施策の施設面での取り組みに関して基本方針を定めるものです。

具体的な取組内容は、今後、各公共施設等で策定する個別施設計画に委ねます。



4 計画期間

2017（平成 29）年度から 2056 年度までの 40 年間とします。ただし、財政状況や社会情勢の変化に対応できるよう必要に応じて随時見直しを行います。

5 公共施設等の現在の状況

(1) 建築系施設

町が 2016（平成 28）年 3 月 31 日現在で保有する建築系施設の保有状況を、総務省更新費用試算ソフト分類表に準じて分類すると、次の表とグラフのとおりで施設数 555 施設、延べ床面積 165,026 m²です。

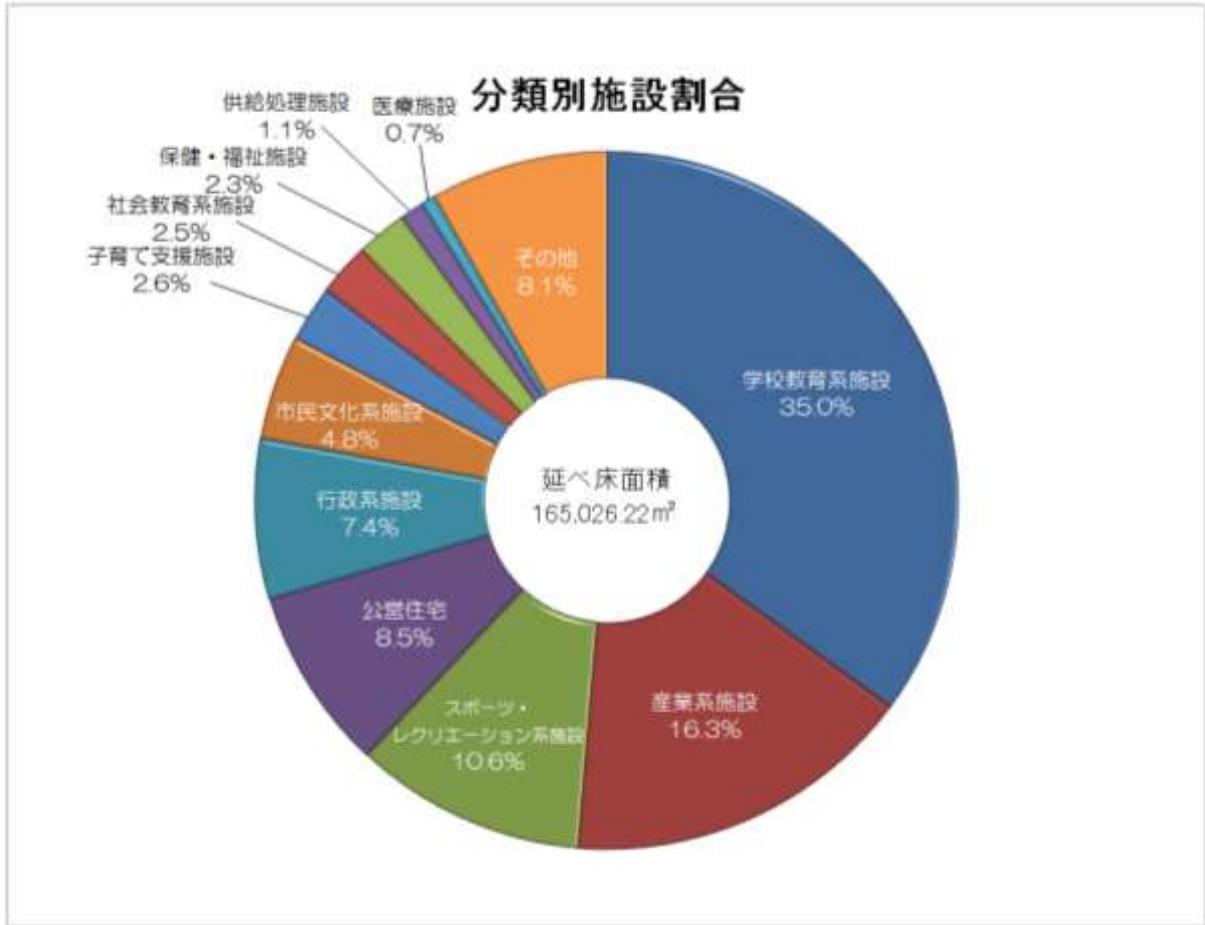
建築年度別の面積の割合は建築から 10 年未満の施設が 18%、10 年以上 20 年未満 20%、20 年以上 30 年未満 20%、30 年以上 40 年未満 24%、40 年以上経過している施設が 18%となっており平準化が図られています。

旧耐震基準での建築物は 49,235 m²で全体の 30%、新耐震基準のものが 115,791 m²で 70%です。新耐震基準で強度が不足していた本庁舎や学校などは、耐震補強を行いました。

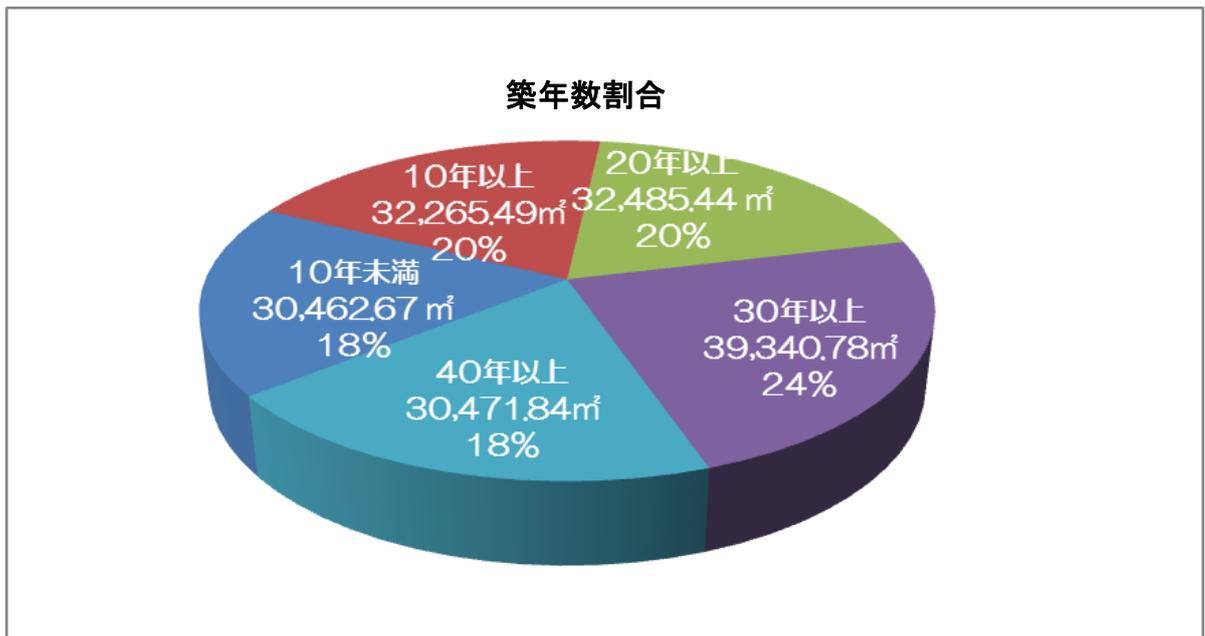
分類別建築系施設一覧

| 分類 | 施設数 | 延床面積（m ² ） |
|------------------|-----|-----------------------|
| 学校教育系施設 | 64 | 57,826.84 |
| 産業系施設 | 77 | 26,893.86 |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 55 | 17,568.56 |
| 公営住宅 | 71 | 13,979.29 |
| 行政系施設 | 62 | 12,229.67 |
| 市民文化系施設 | 19 | 7,975.82 |
| 子育て支援施設 | 12 | 4,269.84 |
| 社会教育系施設 | 7 | 4,084.19 |
| 保健・福祉施設 | 10 | 3,826.93 |
| 供給処理施設 | 34 | 1,867.49 |
| 医療施設 | 7 | 1,075.71 |
| その他 | 137 | 13,428.02 |
| 合計 | 555 | 165,026.22 |

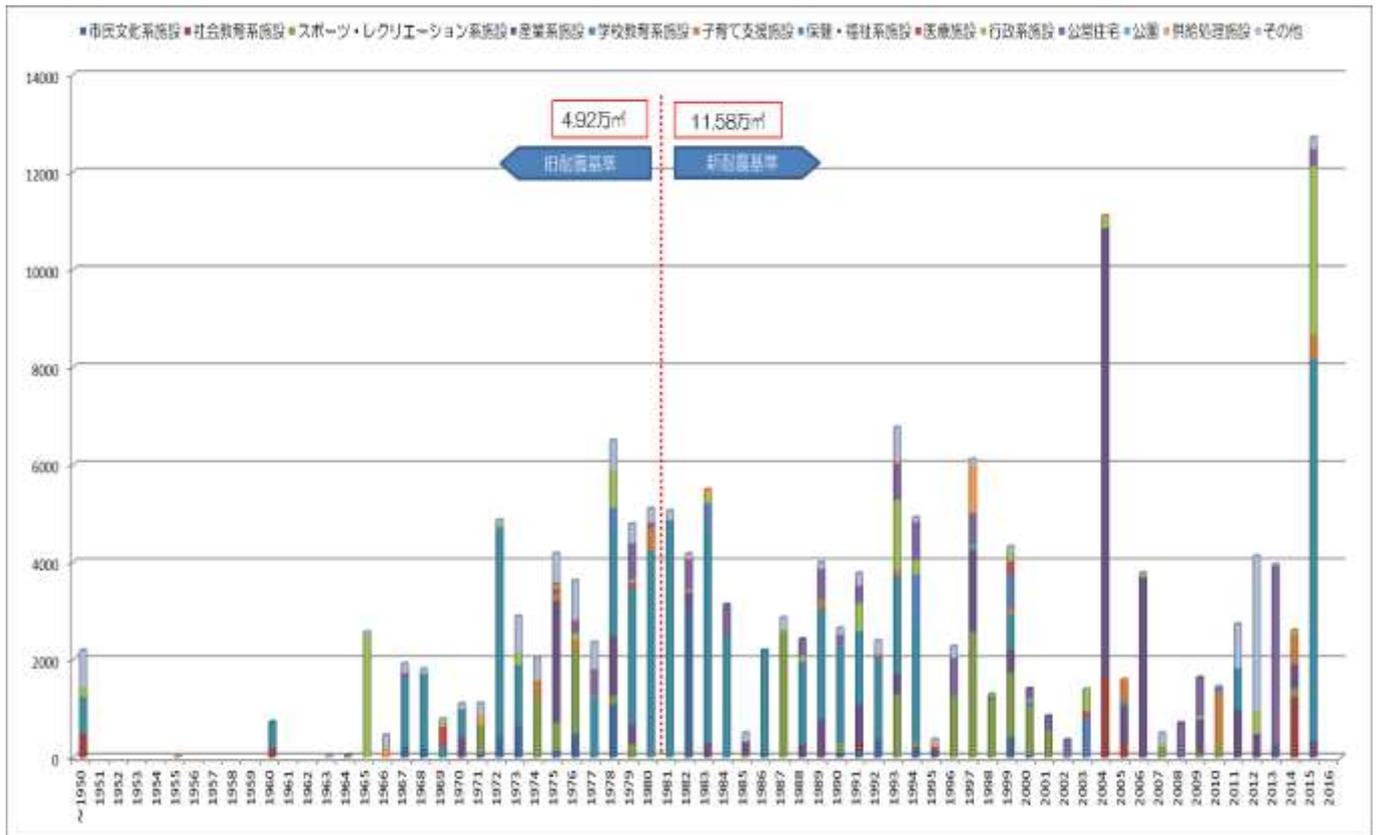
※ 複合施設は、それぞれの分類毎に計上しています。



※ 分類毎に四捨五入しているため、合計は合致しません。



建築年度別施設面積



(2) インフラ系施設

町が平成 28 年 3 月 31 日現在で保有するインフラ系施設の保有状況を、総務省更新費用試算ソフト分類表に準じて分類すると次のとおりで、道路の延長は合計で 630,420m、橋りょう延長 3,341m です。

上水道と下水道の管路延長の合計は 186,611m です。

地域情報通信基盤用伝送路網と携帯電話用伝送路網の延長の合計は 603,834m です。

分類別インフラ系施設一覧

| 分類 | 延長 (m) |
|-----------------|---------|
| 町道 | 309,911 |
| 林道 | 274,065 |
| 農道 | 46,444 |
| 橋りょう | 3,341 |
| 上水道 | 161,589 |
| 下水道 | 25,022 |
| 地域情報通信施設基盤用伝送路網 | 370,834 |
| 携帯電話用伝送路網 | 233,000 |

※ 施設の分類は、総務省更新費用試算ソフト分類表に準じています。

6 人口の推移と今後の見通し

(1) 人口の推移

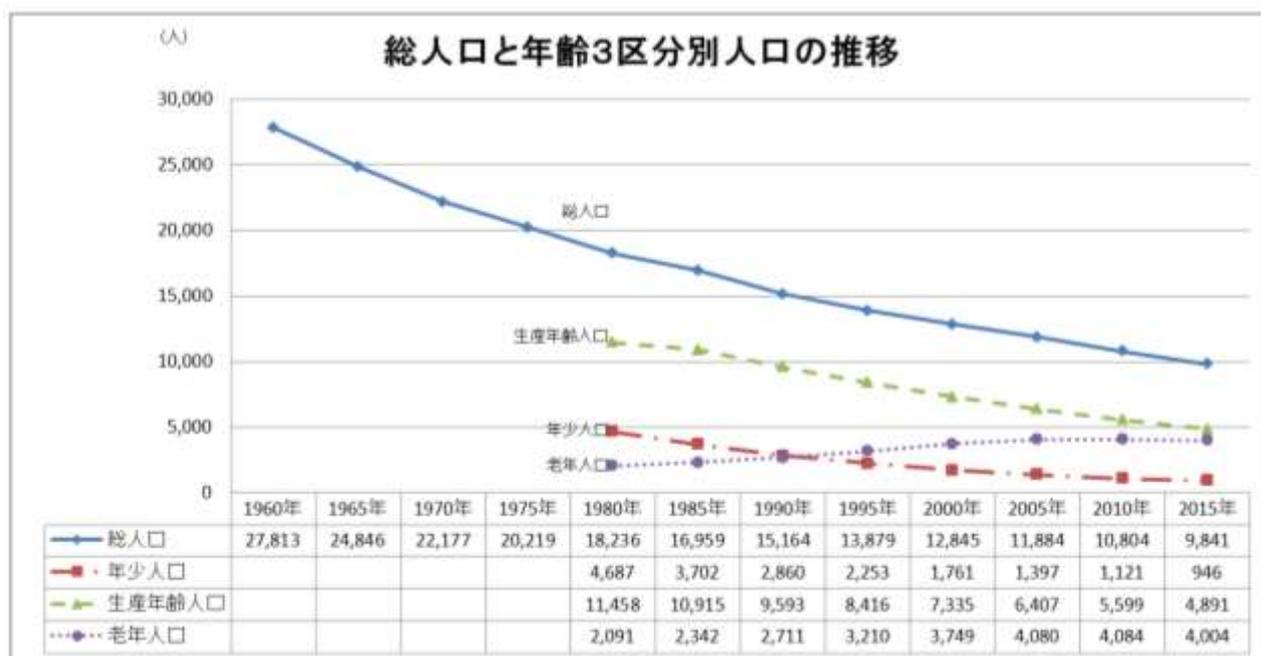
国勢調査による人口をもとにした「総人口」は、岩泉町が誕生した 1956(昭和 31)年から 4 年後の 1960 (昭和 35)年の国勢調査時点ですでに減少傾向にあり、その後増加することなく減少し続けています。

1960(昭和 35)年には「総人口」27,813 人でしたが、1980(昭和 55)年には 2 万人を切り、2015(平成 27)年には 9,841 人となりました。

年齢 3 区分別人口を見ると、1980(昭和 55)年の時点では、「生産年齢人口 (15～64 歳)」が最も多く、次いで「年少人口 (0～14 歳)」、「老年人口 (65 歳以上)」という順番でしたが、1995(平成 7)年には、「年少人口」よりも「老年人口」が多くなりました。その後、「老年人口」は増加を続け、「年少人口」と「生産年齢人口」は減少しています。

減少の大きな要因としては社会減がありますが、1989 年以降は自然減も相まって人口減少が進行している状況です。

近年では社会減の影響が小さくなってきているものの、町外に転出する主な年代として 15～19 歳と 20～24 歳が多くなっています。これらの若い世代が町外に転出することによって、出産適齢期と言われる年齢層が非常に少ない状況です。



出典:「国勢調査」(各年 10 月 1 日)

(2) 人口の今後の見通し

人口の今後の見通しについては、2015（平成 27）年に岩泉町人口ビジョンで、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」など国から提供されたデータとワークシートを活用し、次の条件のもとで試算しました。

【試算条件】

- ① 全国の移動率が今後一定程度縮小
- ② 移動が 2020 年以降にゼロ（均衡）で推移

試算結果は次のとおりで、総人口は、2040 年に 6,612 人、2060 年に 5,433 人と、それぞれ 2010（平成 22）年から 4,192 人減、5,371 人減となっています。

その間、0～14 歳人口は 2020 年以降に減少から横ばいで推移し、2050 年に増加しています。

15～64 歳人口は減少傾向が続いていましたが、2055 年に増加に転じています。

65 歳以上人口は 2015 年以降減少する見通しです。



出典:「国勢調査」(各年 10 月 1 日)、岩泉町人口ビジョン(2015(平成 27)年)

7 町財政の推移と今後の見通し

東日本大震災前の 2010（平成 22）年度から 2022 年度までの町財政の推移と見通しは次のとおりです。

決算額は、東日本大震災前の 2010（平成 22）年度に比べると、2011（平成 23）から 2015（平成 27）年度までは、東日本大震災からの復旧・復興事業や大型のハード整備事業で増加しています。

2016（平成 28）年度から 2020 年度までは、平成 28 年台風第 10 号豪雨災害（以下「2016 台風災害」という。）からの復旧・復興事業により増加します。事業費の増加に伴い、その財源である国庫支出金及び県支出金も増加しますが、その後は事業費とともに減少します。

歳入の地方交付税は、2018 年度以降増加します。これは、歳出の公債費の一部が地方交付税に算入されることから、公債費の増加に伴い地方交付税も増加するものです。一方、地方交付税の公債費以外により算定されるものや町税、交付金等については、人口減少等に伴い減少する見込みです。

基金は、東日本大震災前の 2010（平成 22）年度に比べると、2015（平成 27）年度までは自主財源での事業が減少したことなどから剰余金を積み立て増加しました。2016（平成 28）年度以降は、2016 台風災害からの復旧復興事業の財源に基金を取り崩して充てるため減少する見込みです。2021 年度以降は、公債費の支払いのピークを過ぎることから、収支バランスが均衡して基金取崩しが無い見込みです。

一般会計の歳入の推移

(単位：百万円)

| 区分 | 年度 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
|-------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 地方税 | | 686 | 670 | 679 | 710 | 723 | 711 | 714 | 649 | 669 | 668 | 669 | 670 | 666 |
| 地方譲与税 | | 91 | 89 | 83 | 82 | 77 | 83 | 82 | 80 | 79 | 79 | 79 | 79 | 77 |
| 利子割交付金 | | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 配当割交付金 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 株式譲渡所得割交付金 | | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地方消費税交付金 | | 97 | 97 | 95 | 94 | 115 | 189 | 165 | 148 | 165 | 165 | 214 | 195 | 195 |
| 自動車取得税交付金 | | 14 | 14 | 17 | 19 | 9 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 地方特例交付金 | | 17 | 14 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 地方交付税 | | 4,869 | 5,735 | 5,877 | 5,547 | 6,217 | 5,256 | 7,502 | 4,766 | 4,961 | 5,039 | 5,477 | 5,271 | 5,277 |
| 交通安全対策特別交付金 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 分担金及び負担金 | | 32 | 28 | 22 | 21 | 22 | 21 | 18 | 20 | 17 | 17 | 16 | 16 | 16 |
| 使用料及び手数料 | | 67 | 52 | 52 | 53 | 55 | 58 | 62 | 65 | 59 | 58 | 57 | 56 | 55 |
| 国庫支出金 | | 1,644 | 2,507 | 3,832 | 3,980 | 2,213 | 2,945 | 1,279 | 10,011 | 1,728 | 1,729 | 1,731 | 817 | 819 |
| 県支出金 | | 902 | 1,092 | 1,246 | 1,459 | 1,670 | 1,380 | 1,431 | 5,144 | 757 | 758 | 760 | 415 | 410 |
| 財産収入 | | 47 | 49 | 43 | 47 | 216 | 89 | 135 | 65 | 129 | 127 | 124 | 122 | 119 |
| 寄付金 | | 4 | 102 | 15 | 28 | 57 | 113 | 284 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 繰入金 | | 4 | 121 | 295 | 1,403 | 1,071 | 2,014 | 3,224 | 1,333 | 945 | 992 | 632 | 829 | 100 |
| 繰越金 | | 337 | 447 | 996 | 617 | 1,741 | 976 | 1,080 | 3,410 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 諸収入 | | 196 | 284 | 283 | 353 | 193 | 293 | 219 | 190 | 205 | 202 | 198 | 195 | 192 |
| 地方債 | | 1,569 | 1,450 | 1,192 | 2,310 | 1,613 | 1,948 | 1,879 | 6,599 | 639 | 602 | 602 | 1,538 | 1,538 |
| 合計 | | 10,582 | 12,756 | 14,731 | 16,729 | 15,998 | 16,093 | 18,090 | 32,595 | 10,468 | 10,551 | 10,674 | 10,318 | 9,579 |

※ 表及びグラフの値は四捨五入をしているため、合計が合致しない場合があります

一般会計の歳出の推移

(単位：百万円)

| 区分 \ 年度 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 人件費 | 1,383 | 1,412 | 1,343 | 1,276 | 1,264 | 1,248 | 1,211 | 1,302 | 1,329 | 1,360 | 1,394 | 1,428 | 1,464 |
| 物件費 | 934 | 1,322 | 2,144 | 2,236 | 1,286 | 1,368 | 1,692 | 5,082 | 1,314 | 1,272 | 1,259 | 1,204 | 1,203 |
| 維持補修費 | 195 | 198 | 190 | 242 | 169 | 195 | 170 | 163 | 172 | 173 | 175 | 177 | 188 |
| 扶助費 | 528 | 589 | 574 | 610 | 661 | 631 | 696 | 584 | 599 | 601 | 603 | 606 | 609 |
| 補助費等 | 913 | 894 | 1,204 | 1,007 | 1,115 | 1,759 | 1,721 | 3,272 | 1,524 | 1,659 | 1,564 | 2,014 | 1,517 |
| 普通建設及び災害復旧事業費 | 3,272 | 2,774 | 3,479 | 6,821 | 7,065 | 7,244 | 5,224 | 19,452 | 3,088 | 2,879 | 2,483 | 1,671 | 1,671 |
| 公債費 | 1,382 | 1,306 | 1,214 | 1,139 | 1,133 | 1,177 | 1,190 | 1,429 | 1,602 | 1,768 | 2,323 | 2,342 | 2,036 |
| 積立金 | 544 | 1,650 | 3,118 | 803 | 1,459 | 436 | 1,644 | 405 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 投資及び出資金・貸付金等 | 285 | 93 | 91 | 86 | 86 | 127 | 116 | 146 | 116 | 116 | 116 | 116 | 116 |
| 繰出金 | 701 | 1,523 | 758 | 768 | 786 | 828 | 1,014 | 760 | 624 | 623 | 657 | 660 | 675 |
| 合計 | 10,136 | 11,760 | 14,114 | 14,989 | 15,022 | 15,012 | 14,680 | 32,595 | 10,468 | 10,551 | 10,674 | 10,318 | 9,579 |

一般会計財政調整基金と町債管理基金の推移

(単位：百万円)

| 区分 \ 年度 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一般会計財政調整基金 | 1,710 | 1,698 | 1,905 | 1,705 | 2,550 | 2,031 | 841 | 1,114 | 1,114 | 1,000 | 1,000 | 1,007 | 1,007 |
| 町債管理基金 | 1,563 | 1,564 | 1,974 | 1,975 | 2,077 | 2,094 | 2,957 | 1,801 | 1,510 | 1,148 | 616 | 507 | 507 |
| 合計 | 3,273 | 3,262 | 3,879 | 3,680 | 4,627 | 4,125 | 3,798 | 2,915 | 2,624 | 2,148 | 1,616 | 1,514 | 1,514 |

8 公共施設等の更新費用の見通し

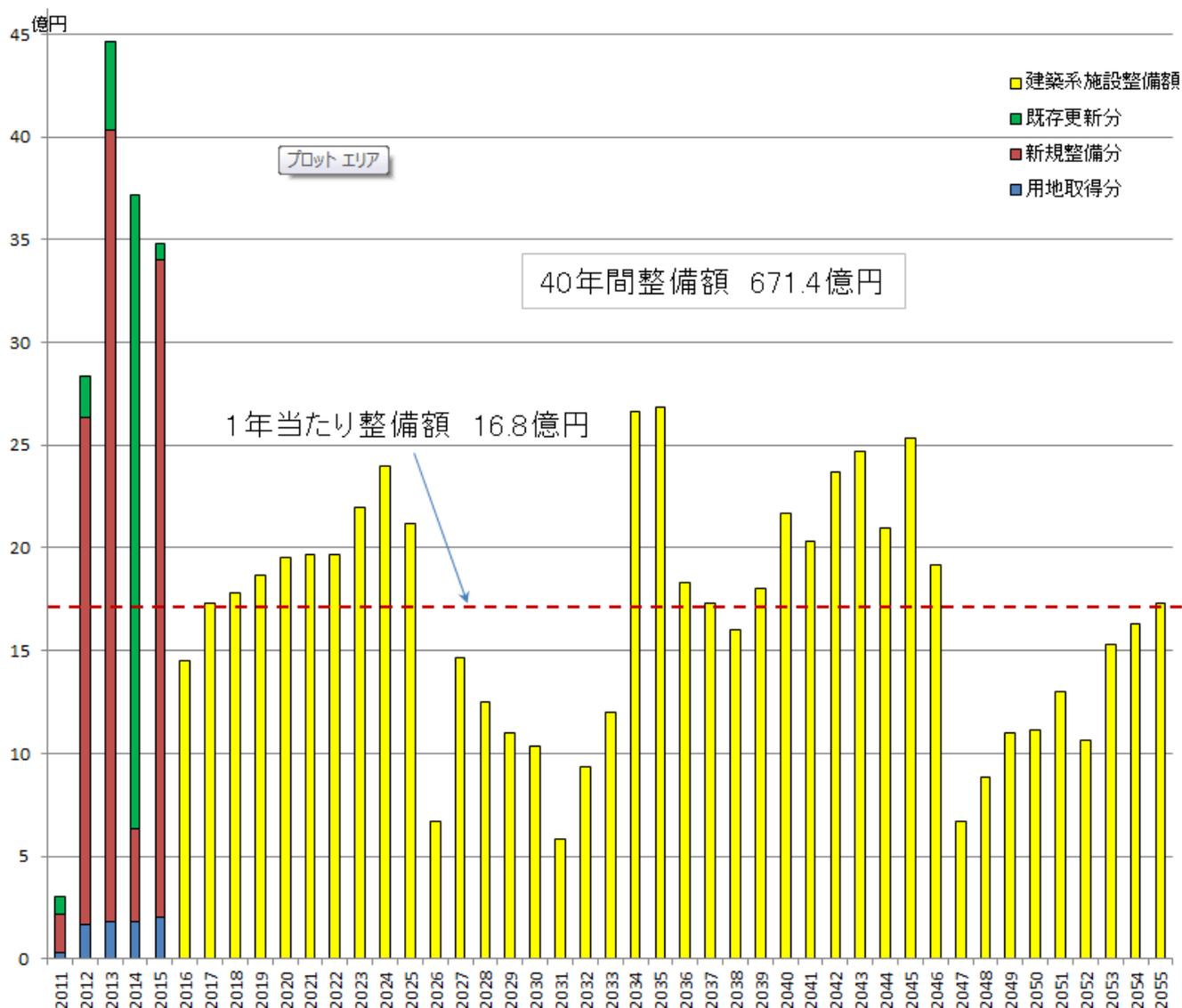
町が、2016 台風災害被災前の平成 28 年 3 月 31 日現在で保有する公共施設等の規模を将来にわたって維持した場合の費用を試算した結果は、次のとおりです。

試算に当たっては、一般財団法人地域総合整備財団提供の公共施設更新費用試算ソフトを使用し、同ソフトが対応していない通信インフラは過去の整備費用に基づいて試算しました。

(1) 建築系施設

建築系施設を公共施設の分類ごとに、延床面積を同じ条件で更新し続けることとし、その延べ床面積に用途別の更新単価を乗じることにより、今後 40 年分の更新費用を試算しました。

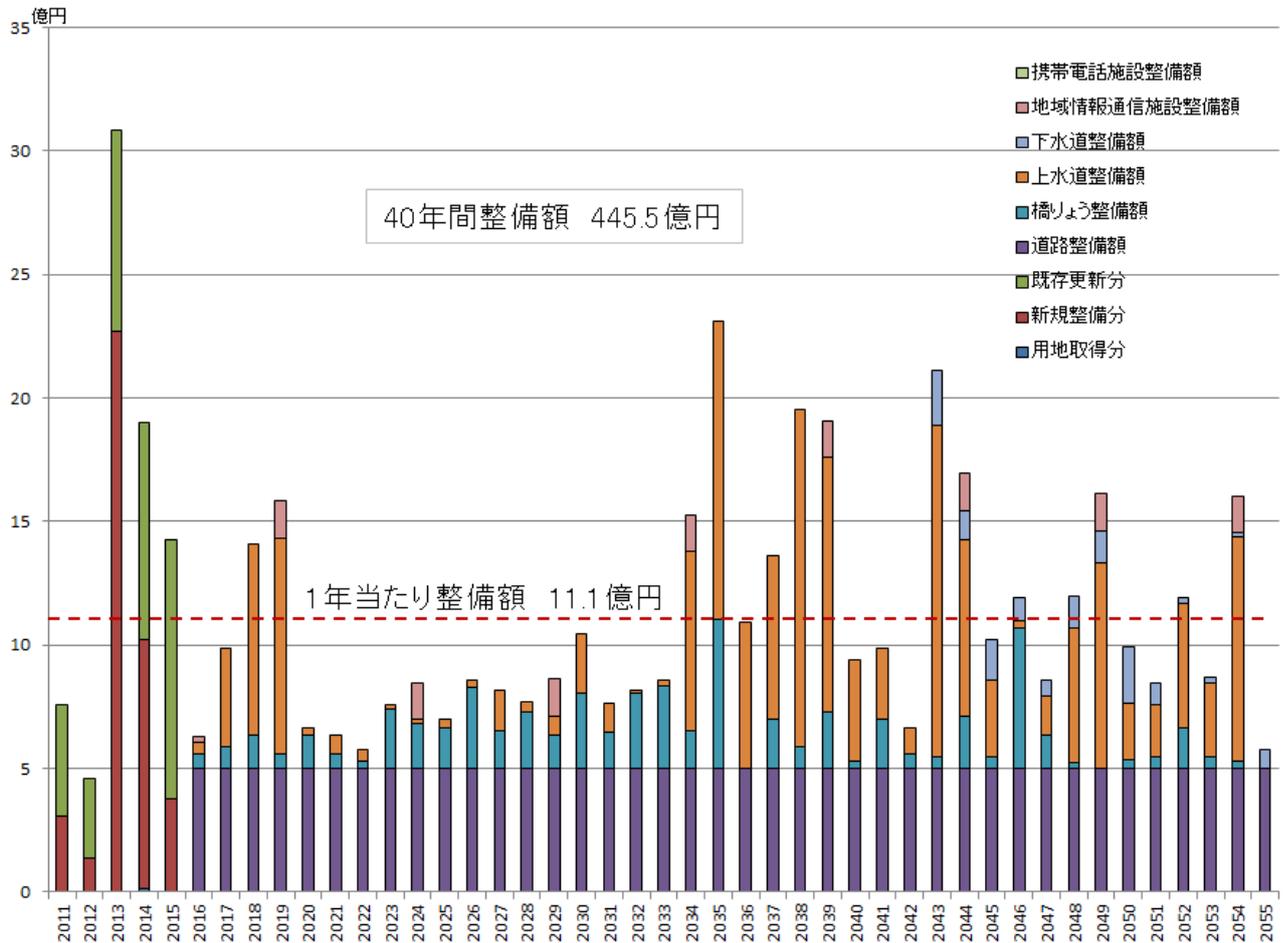
この結果、今後 40 年間の更新費用の総額は約 671.4 億円、一年間の平均費用は約 16.8 億円が必要となりました。



(2) インフラ系施設

インフラ系施設について、現在の規模を将来にわたって維持した場合の費用を建築系施設と同様に試算しました。

この結果、今後40年間の更新費用の総額は約445.5億円、一年間の平均費用は約11.1億円が必要となりました。

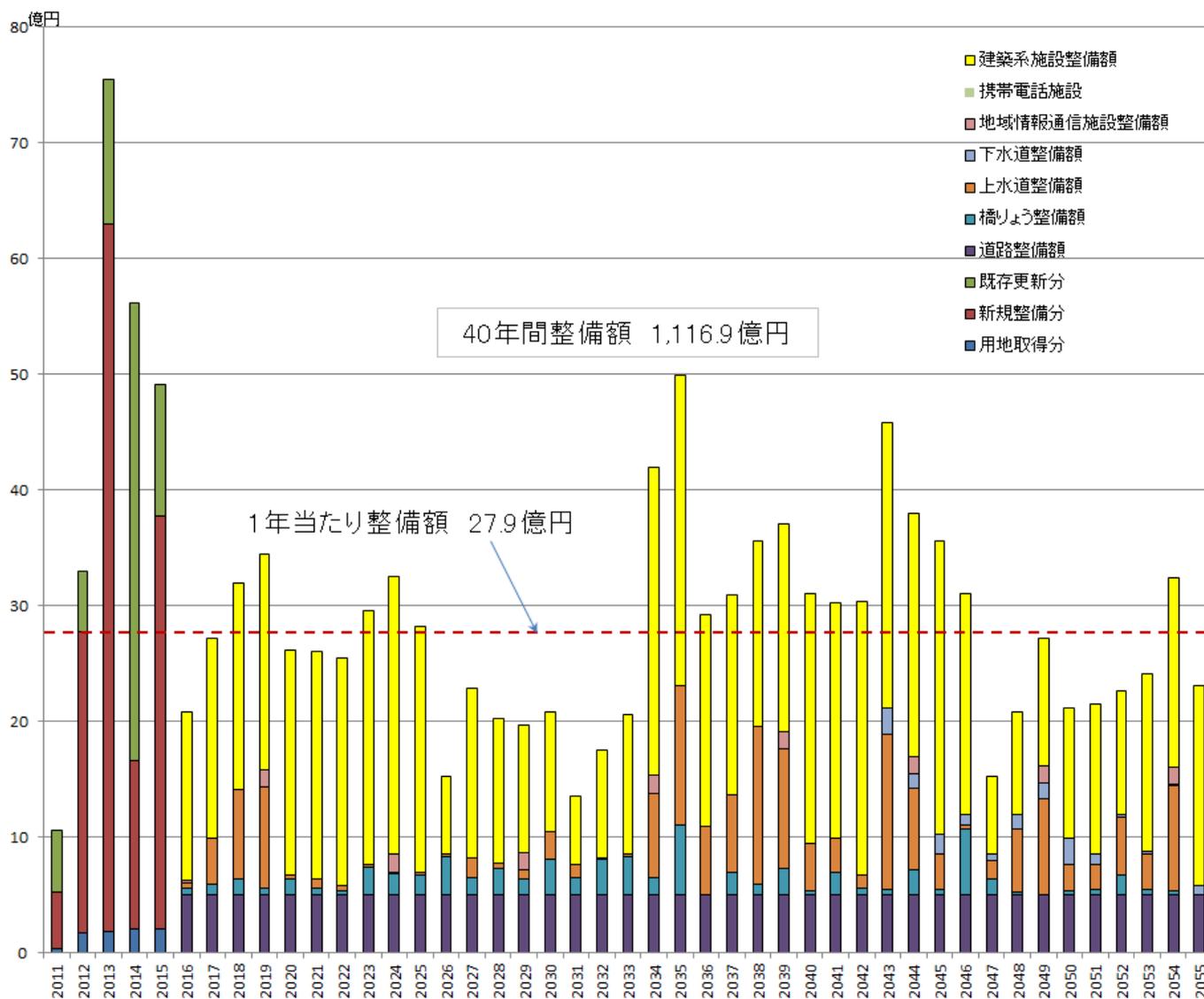


(3) 公共施設等全体

建築系施設及びインフラ系施設を合わせた公共施設等全体では、今後40年間の更新費用を合計すると1,116.9億円、年平均27.9億円です。

今後更新費用と過去5年間の更新費用を比較すると、2011（平成23）から2015（平成27）年度までの5年間のうち、東日本大震災を除いた更新、新規整備事業費は147.9億円、年平均29.6億円ですので、現状の94.3%の費用がかかる試算となりました。

なお、過去5年間の更新、新規整備事業費の年平均29.6億円のうち、59.5%の17.6億円は国県支出金や地方債などの特定財源です。



9 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

(1) 全庁的な取組体制の構築等の方策

公共施設等に関する情報は、地方公会計で整備した固定資産台帳に全て集約されていることから、財産管理所管部署で一元化管理を行います。また、計画の見直しや個別計画の策定に当たっては、全庁的な方向性である「まちづくり計画」との整合性を図ります。

(2) 現状や課題に関する基本認識

将来人口は、「6 人口の推移と今後の見通し」で示したとおり、2015（平成 27）年からの 40 年間で 43.4%、4,294 人減少する見通しです。また、高齢化率は 2025 年の 45.5%をピークに、2060 年には 26.6%まで減少し年齢構成が変化する見込みです。年齢構成の変化に伴い必要とされる施設にも変化が生じます。

公共施設等を現在の規模で維持するための更新費用の見通しは、「8 公共施設等の更新費用の見通し」で示したとおり年間 27.9 億円、近 5 年間の 1 年間当りの平均費用の 94.3%が必要となります。更新に当たっては、新規整備と同様に国県支出金や地方債などの特定財源を活用して町の負担を軽減する必要があります。

財政規模は、「7 町財政の推移と今後の見通し」で示したとおり、人口減少に伴い減少する見通しですので、現在の規模を将来にわたって維持することは困難となります。

一方で、地形の影響で集落が分散して形成されており、それぞれの地域で住民自治や福祉を推進するためには、一定の施設は不可欠です。

このようなことから、施設の選別を行い限られた財源を有効活用して、持続可能な更新を行う必要があります。

(3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

- 職員による日常の自主的な点検に加え、必要に応じて専門家等の点検・診断を行います。

② 維持管理及び更新等の実施方針

- 公共施設等に不具合がある場合には、施設の重要度や利用頻度など総合的に判断し、速やかな修繕や施設の休止など利用者に危険を及ぼさないよう適正な維持管理に努めます。
- 更新及び大規模修繕に当たっては、施設の重要度や必要性、事業の年度間の平準化など総合的に検討して行います。

③ 安全確保の実施方針

- 点検・診断等により、高度な危険性が認められた公共施設等については、速やかに修繕を実施します。また、老朽化などにより供用廃止され、かつ、今後利用見込みのない公共施設等は順次除却します。
- 除却までの間に事故が生じないよう適切な対策を行います。

④ 耐震化の実施方針

- 耐震化は施設の重要度や劣化状況などを総合的に判断し、優先度の高いものから計画的に実施します。

⑤ 長寿命化の実施方針

- 長寿命化は一律に全ての施設を行うのではなく、将来の利用が見込まれる施設について、必要とされる年数まで耐用年数を延ばすための長寿命化を推進します。
- 事業の実施時期を調整し、財政負担の平準化を行います。

⑥ 統合や廃止の推進方針

- 公共施設等の統合や廃止に当たっては、町民の意見を広く聞き、その反映に努めます。
- 廃止に当たっては、他の用途への転用や廃止に伴う町の負担を検討してから行います。
- 廃止した施設は、計画的に除却します。
- 新たに施設を設置しようとするときは、施設の統合や複合化を検討したうえで行います。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 職員の資質の向上を図るため、積極的に職員の研修を行います。
- まちづくり計画の見直しに併せて個別施設計画の見直しを行います。

10 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 建築系施設

◆ 安全の確保

管理運営に当たっては、必要な点検等を行い異常の早期発見、早期改善を行い利用者の安全の確保に努めます。また、施設の更新及び長寿命化に当たっては、バリアフリーを勘案して整備を行うことで、より安全に利用できる施設とします。

◆ 総量の縮減

人口減少により全体での施設の利用状況が減少することから、更新時は面積の縮小や他の施設との複合化を検討します。また、稼働率が著しく下がる施設は、統合や廃止を行い施設の総量を縮減します。

◆ トータルコストの縮減

- 施設の長寿命化により、既存施設を長く有効に使用することで更新費用の抑制を図ります。
- 施設の更新及び長寿命化に当たっては、省エネルギー化やランニングコスト、民間の活用、財源などトータルコストを勘案したうえで事業を実施します。
- 不用な施設は、売却、貸付及び除却を検討します。

◆ 事業の平準化

人口減少に伴い町の財政規模も縮小していくことから、事業の平準化を行うことで世代間の負担の公平性を保ちます。

(2) インフラ系施設

◆ 安全の確保

- 管理運営に当たっては、必要な点検等を行い、異常の早期発見、早期改善を行い利用者の安全の確保に努めます。また、施設の更新及び長寿命化に当たっては、バリアフリーを勘案して整備を行うことで、より安全に利用できる施設とします。
- インフラ系施設の故障は、町民生活の安全や利便性に直結することから、故障する前の予防保全に積極的に取り組みます。

◆ 総量の抑制

広大な面積を有する当町では、インフラ系施設が十分に設置されている状況にないことから、引き続き新設を行う必要があります。新設に当たっては、将来の利用状況と費用負担などを検討し、慎重に整備を行うことで総量の抑制を図ります。また、公営企業会計の施設の新設及び更新は料金に直結することから、経営戦略と整合性を図るとともに収支バランスを考慮しながら行います。

◆ トータルコストの縮減

- 施設の長寿命化により、既存施設を長く有効に使用することで施設整備費の抑制を図ります。
- 施設の更新及び長寿命化に当たっては、省エネルギー化やランニングコスト、民間の活用、財源などトータルコストを勘案したうえで事業を実施します。

◆ 事業の平準化

人口減少に伴い町の財政規模も縮小していくことから、事業の平準化を行うことで世代間の負担の公平性を保ちます。

11 フォローアップの実施方針

- この計画は長期的な取組となるため、国の制度変更や社会環境の変化などが予想されることから、状況に応じて随時見直しを行います。
- ホームページ等を活用して、計画の見直し等の情報提供に努めます。